

1 いじめの定義

- 「いじめ防止対策推進法」の定義を基本とする。

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- いじめと考えられる行為の例

- ・ 暴力行為（たたく、蹴る、わざとぶつかる など）
- ・ 遊びに見せかけた暴力、プロレスごっこ など
- ・ 避ける、仲間外し、無視 など
- ・ 悪口、冷やかす、からかい など
- ・ したくない行為や危険なことなどを強制的にさせる
- ・ 本人の持ち物をむりやり取り上げる、隠す、壊す、捨てる など
- ・ お金を持ってこさせる、おごらせる など
- ・ メディアによる誹謗中傷 など

- 児童の成長発達や自立につながる問題といじめとを混同しないよう、多角的に慎重に判断する。

2 いじめに対する考え方

- ・ いじめは絶対に許されるものではない。
- ・ いじめはどの学級でも、どの児童にも起こり得ることだと考える。
- ・ いじめられる児童に非があるのではなく、いじめる側の問題である。
- ・ いじめは大人の目の届かないところで行われている場合が多い。
- ・ いじめられていることを隠している場合が多い。
- ・ はやしたてる、見て見ぬふりもいじめに加担していることになる。

3 いじめ防止のための基本方針

(1) 未然防止のための手立て

- ① 認め合い支え合う集団づくり（学級活動、なかよし活動、きらりカード など）
- ② 生活規律の指導（週目標、あいさつ運動、チャレンジカード など）
- ③ 学力の向上（校内研究、甲浦タイム、漢字・計算大会 など）
- ④ 自尊感情の育成（意義ある体験活動、成功経験、役に立つ、ほめる など）

(2) 早期発見のための手立て

- ① 普段の様子を観察、日記指導等 … おかしいなと思ったらすぐに話を聞く
- ② 教職員間の情報交換 … 全教職員で全校児童を見守る
- ③ アンケート、Q U、教育相談等 … 形式的に行うのではなく、意味ある取組に
※事案があれば報告し、ただちに解消に向けての手立てを取る
- ④ 早めの保護者との話し合い … 普段から連絡を取り、信頼関係を築く

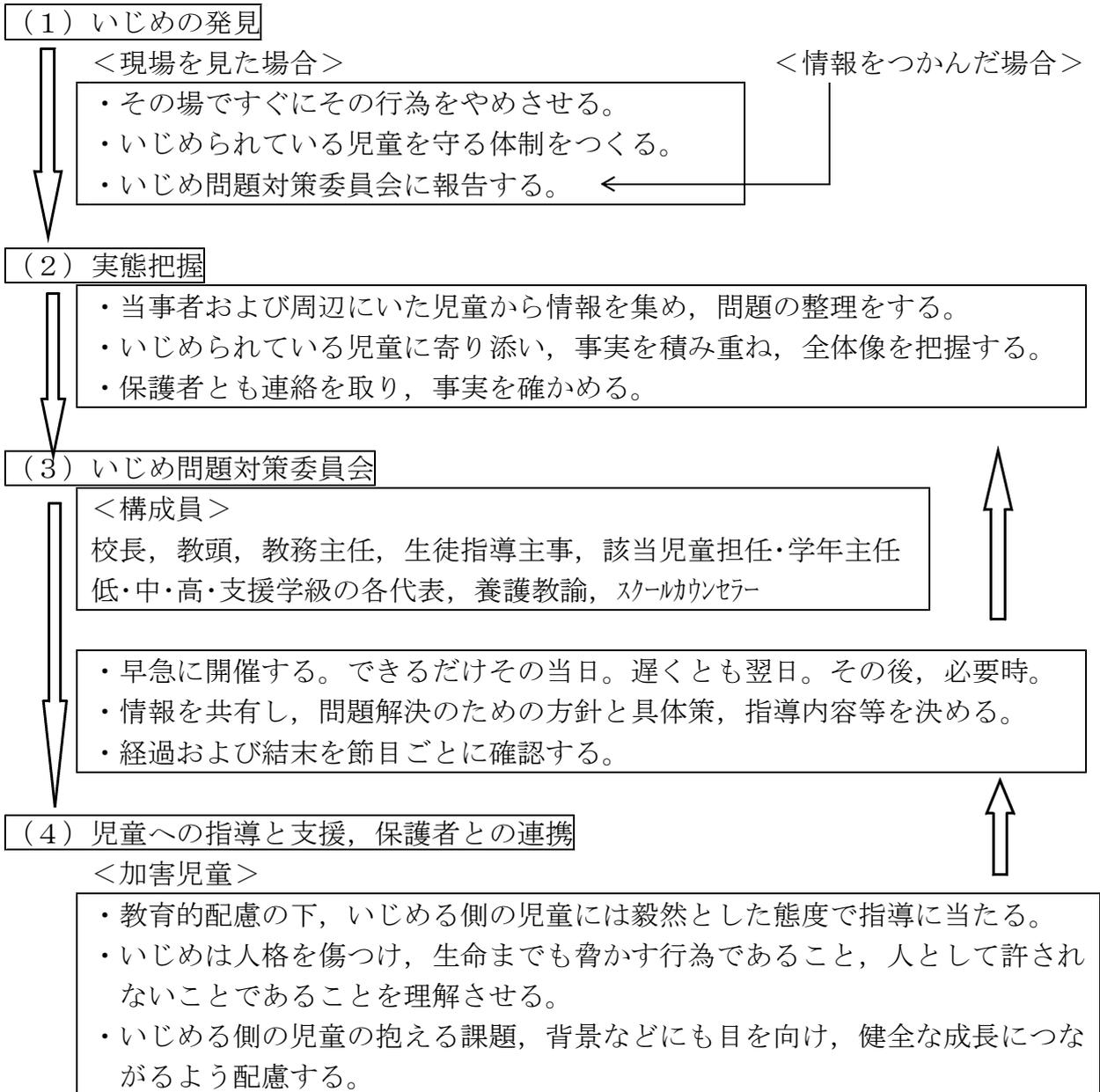
⑤ 年間計画

4月	家庭訪問	9月	いじめ・教育相談アンケート	1月	いじめアンケート
5月	いじめ・教育相談アンケート	10月	教育相談	2月	QU実施
6月	教育相談, QU実施	11月	QU実施	3月	QU結果考察
7月	QU結果考察	12月	QU結果考察		

(3) 早期発見のための校内体制

- ① 生徒指導委員会 (児童の様子の情報交換, 実態把握)
- ② いじめ問題対策委員会 (学期1回, 生徒指導委員会と兼ねて, いじめ防止に関する取組の情報共有)
- ③ 職員会議 (児童の様子, いじめ防止取組の情報共有)

4 いじめ対応の基本的な流れ



<被害児童>

- ・いじめられる児童の気持ちにより添い，つらい気持ちを受け止めるとともに教職員が全力で支えることを伝える。
- ・いじめは本人のせいではないこと，自分を責めることなくこれからも希望をもって生活していけるよう支援する。
- ・必要に応じて，スクールカウンセラーや他の職員も関わる機会がもてるようにする。

<保護者との連携>

- ・問題の事実と指導の方針，途中経過や結末など十分に連絡を取る。
- ・保護者の思いをしっかりと受け止めた上で，学校の対応を理解してもらう。
- ・要望があれば教育相談室等の専門機関を紹介する。

<学級への指導内容>

- ・いじめは人として絶対に許されないもの，心身や生命にまで危害を及ぼすものであること
- ・いじめを見てはやしたてる，見て見ぬふりをするなどもいじめに加わっていること
- ・いじめの事実を知った場合，大人に伝えることはつらい立場の人を救うことであり，勇気のある正しい行為であること
- ・今後もし自分がいじめにあったら，勇気を出してすぐに大人に知らせること
- ・いじめは，いじめられる人に問題があるのではなく，人として立派な存在であること，また，いじめた側の人はいじめをやめて立派に成長していく仲間であること

5 重大事態に関すること

<重大事態の定義> (いじめ防止対策推進法28条より)

- ① いじめにより，児童等の生命，心身または財産に重大な被害が生じた場合。
- ② いじめにより，児童が一定期間連続して欠席している場合。(目安30日)
- ③ 児童や保護者から，いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。

<重大事態への対処>

- ①重大事態が生じた旨を，岡山市教育委員会に速やかに報告する。
- ②岡山市教育委員会と協議の上，事案に対処する組織を設置し，調査する。
- ③それぞれの保護者に対し，事実関係や必要な情報を適切に提供する。